

令和8年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目 次

- 1 高齢者交通費助成事業の見直しについて . . . . . P 2～14
- 2 長崎市民特別給付金の実施状況について . . . . . P 15～16

福 祉 部

令和8年2月

# 1 高齢者交通費助成事業の概要

## (1) 事業の目的

高齢者が交通機関を利用することにより、社会的活動の参加の機会を増やすとともに、高齢者の生きがいを高め、介護予防につなげることを目的として、年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者に対し、年5,000円程度の交通費助成を行うもの。

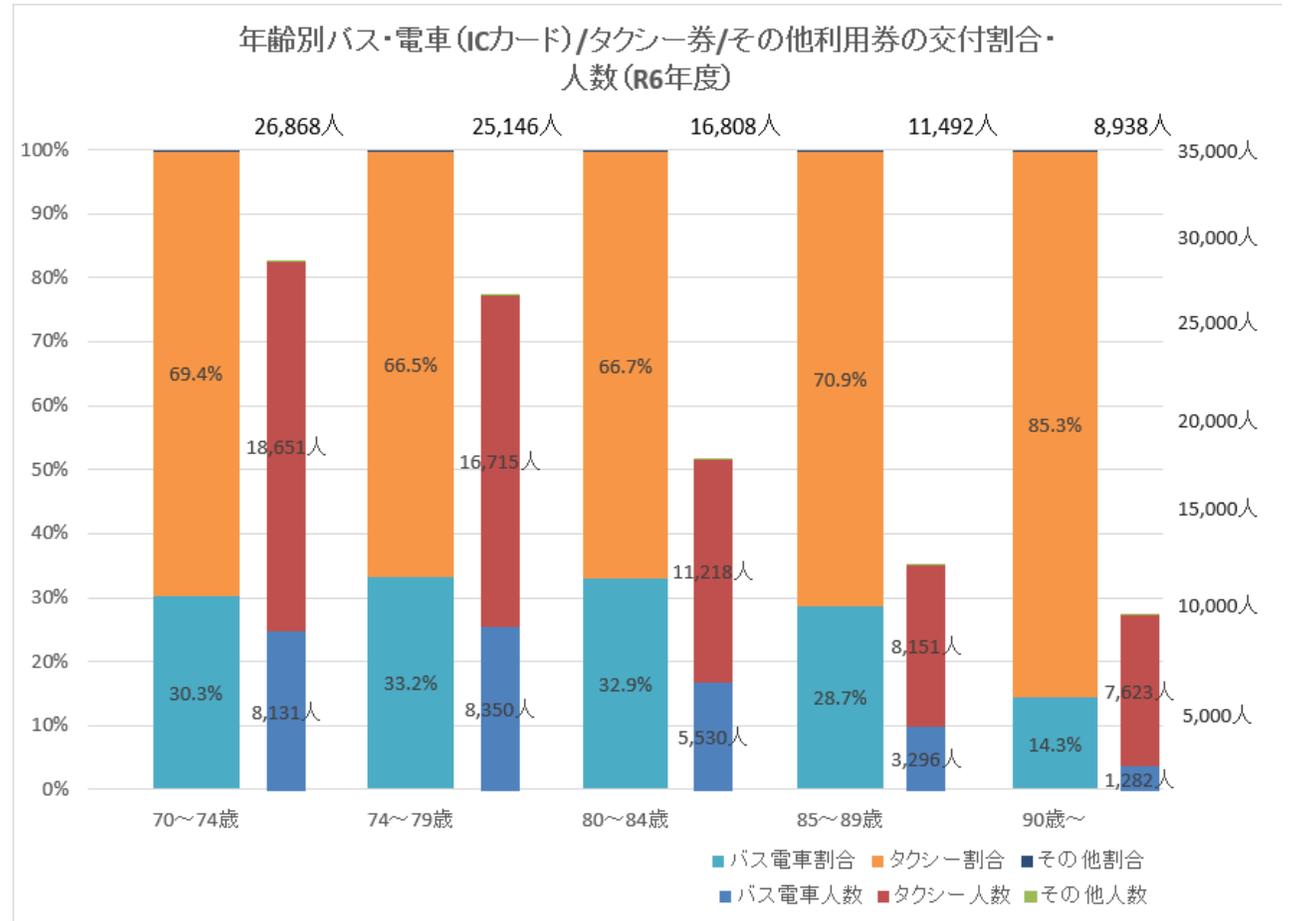
## (2) 助成方法

次のいずれかの方法で助成を実施

- ① 登録したICカード（エヌタスカード、nimoca）でバス、電車を利用し利用額分のポイント還元。
- ② 利用券（タクシー、コミュニティバス、船舶）を地域センター等で交付。

## (3) 助成実績

- ・ 令和6年度総事業費 415,191,768円
- ・ 助成対象者数 98,261人
- ・ 交付者数 89,252人(90.8%)
- ・ 精算額 387,713,080円(86.9%)



# 1 高齢者交通費助成の概要

## (4) 制度の変遷

年月	対象年齢	条件等・制度改正
昭和55年7月	74歳以上77歳未満	所得制限あり
平成4年4月	73歳以上78歳未満	所得制限撤廃
～平成8年4月	70歳以上81歳未満	
平成20年4月	年度内に満70歳以上の誕生日を迎える者	年齢上限撤廃 長寿祝金の77歳・88歳を廃止した分の財源を充当
令和3年4月 ～現在	〃	バス・電車利用において利用券方式を廃止し、ICカードを用いた交通費助成を開始

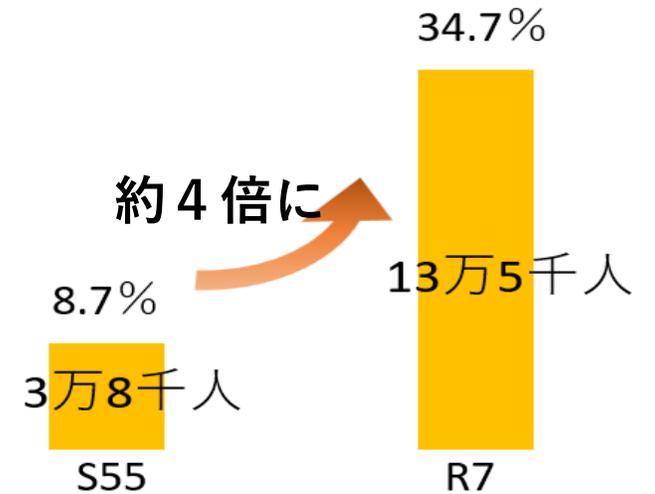
徐々に年齢範囲や制限をなくし拡大

- (1) 事業費の増大と財源の枯渇
- (2) 事業の必要性の希薄化
- (3) より効果的な介護予防事業の必要性

## 2 見直しの理由

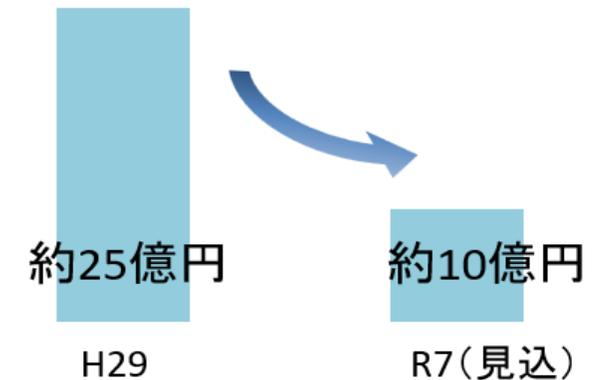
### (1) 事業費の増大と財源の枯渇

- 事業開始時は高齢化率8.7%（高齢者人口3万8千人）であったが、令和7年には34.7%（13万5千人）へ約4倍と大きく上昇し、助成対象者数は約10万人、総事業費は約4億3千万円となった。助成対象者数は今後10年、同程度の見込み。



高齢者数及び高齢化率の増加

- 本市の厳しい財政状況から、令和3年度以降は*いきいき長寿社会基金を毎年約3億円取り崩しながら事業を継続している*が、今後も高齢化率の上昇により、総事業費は約4億円超で推移するものと見込まれ、このまま基金を取り崩していくと、*数年のうち*に当該基金は底をつく見込みであり、その後、一般財源単独で事業を継続していくことは困難である。



いきいき長寿社会基金の減少

### (2) 事業の必要性の希薄化

- 平成12年度からは介護保険制度が創設され、近年では高齢者ふれあいサロンやすこやか運動教室、ボランティアの助成、リハビリ専門職による短期集中通所サービスなど、地域の身近な場所で公共交通機関を使用しなくても多種多様な介護予防事業が実施されている。（地域支援事業約30億円）
- 介護保険事業に対しては、一般財源から約70億円の繰り出しを行っており、介護予防に資する事業は、介護保険事業の中で実施していくべきである。
- また、令和元年のアンケート調査においては、助成費の用途は、日常生活に必要な「通院」や「買い物等」での利用が75%を超えており、外出の機会創出については、「増えた」30.1%、「やや増えた」24%、「変わらない」41.5%となっており、顕著な事業効果は認められない。

## 2 見直しの理由

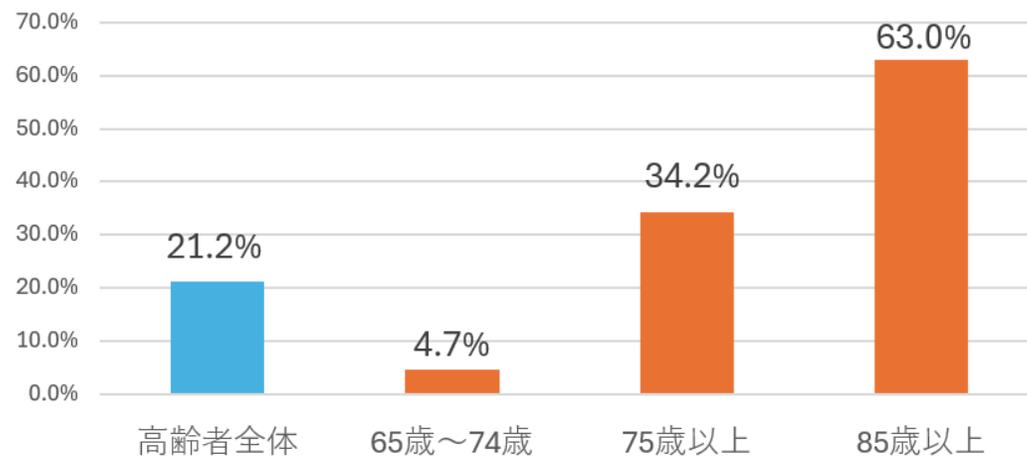
(参考)介護保険制度による身近な場所での介護予防事業（一部抜粋）

事業名	事業概要	R8 予算額
生涯元気事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・すこやか運動教室：月2回通年開催（市内48会場）</li><li>・出前講座：高齢者ふれあいサロン等への講師派遣(346回)</li><li>・スポーツジムでの体力アップ教室：市内5か所（120人）</li></ul>	75,159千円
住民主体型 通所サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・閉じこもりや孤立防止を目的として住民主体で運営する 通いの場「高齢者ふれあいサロン」の運営補助（市内61か所） ※ 市社協もサロンを約100か所開設している</li></ul>	20,139千円
地域活動支援事業 生活介護支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防に資する各種ボランティアを養成し、 ボランティア活動に応じたポイント付与による地域活動の奨励</li></ul>	4,604千円

### (3) より効果的な介護予防事業の必要性

- 今後、後期高齢者数は令和17年度まで増加する見込みであり、元気な高齢者を増加させるために、より一層の効果的な介護予防事業が必要である。
- 交付金等の利用が可能である介護保険制度の枠組みの中で、限られた財源を用いて持続可能で、効果検証が可能な新たな介護予防事業を実施していくことが必要である。

年代別の要支援・要介護認定率（令和7年3月時点）



令和6年度高齢者交通費助成費（助成額：5千円、利用者 89,252人）単位：千円

一般財源 24.6% 102,088	いきいき長寿社会基金 75.4% 313,104
-----------------------	-----------------------------

新たな介護予防事業（助成額：5千円、利用者 89,252人として試算）単位：千円

国 25% 148,583	県 12.5% 74,291	市(一般財源) 12.5% 74,291	一号保険料 23% 136,696	二号保険料 27% 160,470
------------------	-------------------	-------------------------	----------------------	----------------------

- (1) **高齢者交通費助成費を令和11年度から廃止する。**
- (2) **介護保険事業において、限られた予算の範囲内で、より介護予防に効果的な新たな事業を実施する。**

### 新たな介護予防事業の実施

- 高齢者の自主的な社会参加及びフレイル予防の観点に立って、65歳以上を対象として、地域活動や市イベントへの参加等の実績に応じ、年間5千円程度の助成を行い、より効果の見込まれる介護予防事業を実施する。
- 交付金等の利用が可能である介護保険制度の枠組みの中で、限られた財源を用いて持続可能で、効果検証が可能な新たな介護予防事業を実施する。

# 4 新たな介護予防事業

## (1)スマートフォンアプリを使いポイント付与制度 (案)

- ・ポイント獲得への意欲で高齢者の健康づくり行動につなげる。
- ・ポイント対象を現行の70歳以上を65歳以上に拡大。
- ・アプリによる統計記録の分析も可能であり、介護予防効果の測定が可能となる。

### (付与例)

- ・運動や食事、脳トレ、体重血圧管理など
- ・健診や健康イベントへの参加
- ・地域活動やボランティア活動
- ・年間上限 5000円相当のpaypayポイントを付与

スマホ所有率	60代	89.9%
	70代	75.6%
	80歳以上	38.9%

(長崎市DX推進計画に係る市民アンケート調査結果2024より)

### 脳にいいアプリ (八王子の事例)

介護予防に効果的といわれる**運動** **食事** **脳トレ** **社会参加等**の要素が組み込まれたアプリ。

アプリの活動			
行動	実施すること	付与ポイント	付与制限
歩く	目標歩数を達成	1pt	1日1回
	1週間で、目標歩数を5日達成	さらに5pt	1週間1回
	1週間で、目標歩数を7日達成	さらに2pt	1週間1回
脳トレ	目標脳トレ回数を達成	1pt	1日1回
	1週間で、目標脳トレ回数を5日達成	さらに5pt	1週間1回
	1週間で、目標脳トレ回数を7日達成	さらに2pt	1週間1回
食べる	目標食事品目数を達成	1pt	1日1回
起動	アプリを起動	1pt	1日1回
かんたん健康管理の登録	1カ月間で、かんたん健康管理(※※など)のいずれかを1回登録	10pt	月1回

QRコード読み取り			
行動	実施すること	付与ポイント	付与制限
イベント	アプリでお知らせ通知のあったイベントに参加し、イベント会場のQRコードを読み取る	10pt	月5回
地域活動参加	市指定の地域活動に参加し、QRコードを読み取る	10pt	月5回
ボランティア1h	市指定のボランティア受入機関のボランティアに参加し、施設のQRコードを読み取る	50回まで 50pt	1日2回
		51回目以降 10pt	※年5000ptまで
健診	当年度中に受診した健康診断結果票を持参し、QRコードを読み取る(持参先はアプリから確認できます)	30pt	年1回

※上記活動の詳細などは、てくボ承認後に八王子市メニューの「八王子市からのお知らせ」をご覧ください。

その他活動			
行動	実施すること	付与ポイント	付与制限
登録ボーナス	てくボに申し込む(自動付与)	100pt	新規登録時に1回
認知機能テスト	アプリから送られてくる認知機能テストに回答する(自動付与) ※テストは、無料でもできる回数に限りがあります。	50pt	年2回
お友達紹介	てくボに友達を紹介する ※紹介方法は25ページをご覧ください。 ※お友達紹介ポイントは、付与に1か月ほどかかる場合があります。	双方に50pt	年8人



# 4 新たな介護予防事業

## (2) スマートフォンを使っていない方への対策 (案)

### ○スマホ今後実施するスマホ利用促進事業 (案)

DX推進課及び携帯電話会社等との連携によるサポート事業の実施

#### (1) スマホサロン

市の施設を利用し巡回開催、相談員を配置

#### (2) スマホ教室

出前講座、グループで申込、講師を派遣

#### (3) スマホよろず相談

対面で個別にスマホ相談 本庁舎内で開催

…など

### ○スタンプ帳などを用いた新たな介護予防事業の実施

- ・スタンプ対象とする事業は、市主催の介護予防・健康イベント等に限定する。
- ・紙での対応は一定の期間（3年間）とし、スマホアプリへの全面移行を促していく。  
(アプリ登録時のボーナスポイントによりインセンティブを付与するなど)

姫路市内にお住まいの高齢者の皆様へ



## スマホのさまざまなお困りごとをサポートします!

気軽におしゃべりしながらスマホに関するお悩みやお困り事を相談しませんか？  
スマホをお持ちの方もこれから買おうか迷っている方もぜひご参加ください！  
スマホの購入助成も行っています（※条件あり・裏面参照）

#### スマホ教室 要予約

親しい仲間やご近所の方と一緒にスマホの相談ができます

- 希望する日時(平日のみ)・場所にスタッフが訪問します
- 会場をご用意のうえ、5人以上のグループでお申し込みください(予約は5日前までをお願いします)



#### スマホサロン 予約不要

参加者同士で交流したり、スマホのわからないことを相談できます

- グループでもひとりでも参加できます
- 開催日時や会場は裏面をご覧ください



#### スマホよろず相談 予約優先

対面で個別にスマホの相談ができます

- 市役所本庁舎で開催しています
- 平日午前9時から午後5時まで



お申し込み・お問い合わせ  
**姫路市高齢者支援コールセンター ☎079-221-1564**  
 ●受付時間は、平日午前9時から午後5時まで 姫路市高齢者支援課(姫路市安田四丁目1番地)

#### 活動の流れ



**長崎市地域支援ボランティアポイント制度**



### いきいきポイントスタンプ帳

氏名	
住所	
電話番号	
生年月日	
発行日	
登録番号	
活動内容	

長崎市

**【注意事項】**  
 ○1日のスタンプ押印は2個までです。  
 (1日最大2個)  
 ○手帳を紛失した場合は、それまでのスタンプは無効となります。  
 ○スタンプ帳を紛失した場合には押印できません。  
 連絡先: 長崎市高齢者支援課 095-933-1146

スタンプ押印欄		押印した日付を記入してください (※スタンプは1日最大2個です)		※あなたの残存ポイントは <input type="text"/> ポイントです。		高齢者健診日			
使用期限	月	日	月	日	月	日	月	日	
1	2	3	4	5	26	27	28	29	30
6	7	8	9	10	31	32	33	34	35
11	12	13	14	15	36	37	38	39	40
16	17	18	19	20	41	42	43	44	45
21	22	23	24	25	46	47	48	49	50

### 廃止

- ・ 広島市(令和 2 年度)  
廃止に伴い、介護予防や地域活動などにポイント付与を行う事業を開始
- ・ 浜松市(平成30年度)  
廃止に伴い、介護予防事業の拡充や、ささえあいポイント事業を開始

### 縮小

- ・ 仙台市(令和 6 年度)  
敬老パス購入時の自己負担額の見直し
- ・ 京都市(令和 5 年度)  
対象年齢を引き上げ、敬老パス購入時の自己負担額の見直しや所得制限の導入を実施
- ・ 佐世保市(今後実施予定)  
敬老パスを廃止し、ICカードへの助成に変更

## 6 見直しのスケジュール

時期	内容
令和8年度	新たな介護予防事業の具体的な制度設計の開始 市民への周知 議会で所管事項調査（随時報告）
令和9年度	スマホ利用の促進事業 議会で所管事項調査（随時報告）
令和10年度	新たな介護予防事業の周知（事業説明・登録促進） 高齢者交通費助成事業の廃止（3月末） 議会で所管事項調査（随時報告）
令和11年度	新たな介護予防事業の実施

# 長崎市民特別給付金の実施状況について

## 1 事業概要と支給開始

物価高騰による家計への負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民に対して給付金を支給する。また、住民税非課税世帯に対しては給付額を加算する。

※R8.1.1時点で長崎市に住民登録がある方

- ①市民 : 1人あたり5,000円
- ②住民税非課税世帯 : 1世帯あたり5,000円を加算

※令和7年度住民税非課税世帯

支給開始: **令和8年3月17日(予定)**

## 2 スケジュール

### ◆当初スケジュール

	令和7年度			令和8年度		
	1月	2月	3月	4~7月	8月	9月
準備期間	→					
コールセンター		→				
支給のお知らせ等発送				→		
支給期間				→		

### ◆見直し後スケジュール

	令和7年度			令和8年度		
	1月	2月	3月	4~7月	8月	9月
準備期間	→					
コールセンター		→				
支給のお知らせ(プッシュ)通知発送			→			
確認書発送			→			
支給期間				→		

令和8年2月27日(金)~  
対象世帯へ順次発送

令和8年3月17日(火)~  
対象世帯へ順次支給

### 3 支給対象及び支給方法

支給対象世帯 約205,000世帯(うち非課税世帯 約64,000世帯)

支給のお知らせ(プッシュ)方式:過去の非課税世帯向け給付金等で口座を把握している世帯は、手続きなしで振込

確認書方式:口座を把握していない世帯は、確認書の返送後、振り込み

※不明な点はコールセンターで問い合わせを行っている。

令和8年2月10日時点

プッシュ方式	確認書方式	計
約169,000世帯(82%)	約36,000世帯(18%)	約205,000世帯
3月17日支給予定	確認書返送後、4週間程度で支給	

### 4 周知方法

ホームページ、SNS、広報ながさき

通知(支給のお知らせ、確認書)発送に合わせて広報

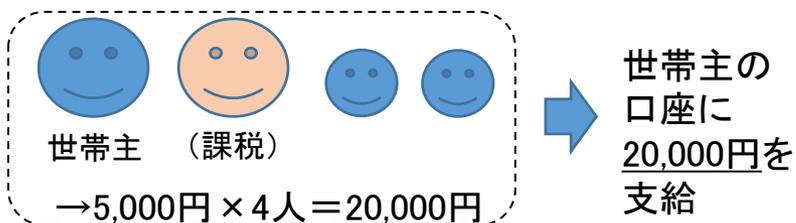
※広報ながさき3月号掲載済み

勸奨通知

確認書の返送がない世帯に対し、個別に勸奨通知を発送予定

### 支給例

課税世帯の場合(1人でも課税者がいる場合)



非課税世帯の場合(全員が非課税者の場合)

